

国際関連情報 Report from IFRS-IC

IFRS-IC 会議(2020年6月)出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員
 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
 企業会計基準委員会 非常勤委員
 IFRS 解釈指針委員会委員

くまがい ごろう
 熊谷 五郎

I. はじめに

2020年6月16日、IFRS 解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。)会議が、国際会計基準審議会(IASB)にて開催された。6月のIFRS-IC会議は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、1月、3月、4月に続きビデオ会議の形式での開催となった¹。

本稿では、2020年6月会議における各議案の主な論点、筆者の発言を中心に報告する。また、6月の会議には、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions、以下「IOSCO」という。)を代表して、Committee1 議長^{まこと}の園田周・金融庁総合政策局総務課国際証券規制調整官兼企画市場局企業開示課国際会計調整室長が発言権のあるオブザーバーとして出席した。

なお、会議全体の要約及びアジェンダ決定等については、IASBの「IFRIC Update June 2020」をご参照いただきたい²。

II. 2020年6月IC会議の概要

2020年6月会議の議題

2020年6月開催のIC会議は、5本の議題について審議した。なお、AP番号とは、討議資料(Agenda Paper)の番号のことである。また本稿で報告する順番は、「IFRIC Update June 2020」に基づく。内訳は、アジェンダ決定案に関する検討1件、アジェンダ決定案の最終化に関する検討3件、その他の案件1件であった。

1. アジェンダ決定案に関する検討(1件)
 - AP2: サプライチェーン・ファイナンス(SCF) 契約—リバース・ファクタリング
2. アジェンダ決定案の最終化に関する検討(3件)
 - AP3: リース料が変動するセール・アンド・リースバック(IFRS第16号「リース」)
 - AP4: 子会社に対する投資に係る繰延税金(IAS第12号「法人所得税」)

1 IFRS-IC会議は、年6回開催されるが、うち4回がロンドンでの対面会議、2回がビデオ会議形式で開催される。

2 IFRS-IC会議の議事要約「IFRIC Update」の企業会計基準委員会(ASBJ)による日本語訳は、以下のリンクから閲覧可能。

<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifric.html>

- AP5：選手移籍金（IAS 第 38 号「無形資産」）
3. その他の案件（1件）
- AP6：仕掛り中の案件

Ⅲ. 6月 IC 会議における筆者の発言等

6月のIC会議では、図表1のように、AP2のSCF契約（リバース・ファクタリング契約）が大幅に予定所要時間を超過したために、他のアジェンダの時間が削られることになった。特に、AP4：繰延税金は、アジェンダ決定の最終化に関する採決が行われたただけであった。

図表 1. 各アジェンダの予定時間と実際の所要時間

アジェンダ	予定所要時間	実際の所要時間
AP2：SCF 契約	90 分	140 分
AP3：セール・アンド・リースバック	45 分	30 分
AP4：繰延税金	20 分	5 分
AP5：選手移籍金	30 分	20 分
AP6：仕掛り中の案件	5 分	5 分

出所：IASB, IFRS-IC よりみずほ証券市場情報戦略部作成

以下では、筆者がコメントした AP2 及び AP5 について報告する。

1. アジェンダ決定案に関する検討

AP2：サプライチェーン・ファイナンス（SCF）契約—リバース・ファクタリング

本案件は、格付機関 Moody's Investor Ser-

vice のクレジット・アナリストより提出された要望書に基づくもので、サプライチェーン・ファイナンス（SCF）契約、特にリバース・ファクタリング契約における負債の表示・開示に関するもので、4月のIFRS-IC会議における議論の続きである。

4月のIC会議では、リバース・ファクタリング契約とは何か、会計上の論点は何かという、要望書の背景説明が行われた。6月の会議では、SCF契約の中でもリバース・ファクタリング契約に焦点をあて、要望書の実事パターンに基づいて、IFRS基準をどのように適用すべきかが議論された。

一般的なファクタリングによる資金調達では、企業が有する売掛金をファクタリング会社に売却することによって、支払期日前に資金調達をする。このように、主に売掛債権を有する企業の資金調達手段となっている。それに対して、リバース・ファクタリングとは、買掛金（負債）を有する企業側がファクタリング会社に依頼をし、取引先への支払を代行してもらうという取引である。これによって、買掛金の支払を実質的に先延ばしにする効果があるために、資金繰りに余裕を持たせることができる。

こうした取引自体に違法性があるわけではないが、リバース・ファクタリング契約は、往々にして、不安定な営業キャッシュフローを均すことで、実態以上に安定的に見せる、不適切な利用が散見される。リバース・ファクタリング契約の問題点として、

- リバース・ファクタリング契約を利用している企業とそうでない企業の比較が困難になる
- 有利子な性格を持つ負債の性格が、リバース・ファクタリング契約によって曖昧になる
- リバース・ファクタリングに関わる開示は適切というには程遠く、デフォルトリスクを分析するのは困難

などが指摘されている。実際、経営破綻した英

国第2位の建設会社であったカリリオン社や、スペインのアベンゴア社は、リバース・ファクタリング契約によって、資金繰りを実態以上に良く見せていたといわれている。

AP2では、IASBスタッフは、以下を推奨していた。

- (1) IFRS 基準の諸原則及び要求事項は、SCF 契約、特にリバース・ファクタリング契約における負債の表示及び開示を行うための適切な基礎を提供しており、この事項を基準設定アジェンダに追加しない。その代わりに、IFRS 基準がリバース・ファクタリング契約の会計処理に対してどのように適用されるのかを概略するアジェンダ決定案を公表することを推奨する。
- (2) 当該契約に関する追加的な開示要求を開発するために、狭い範囲の基準設定プロジェクトについて検討する。当該プロジェクトについて、AP2では、以下の予備的見解が示された。
 - ① 開示対象とする取引の範囲については、契約名称として様々な名称が使用されているという状況を踏まえ、リバース・ファクタリング契約に限定しない。経済的に類似するものも含め「自己の仕入先への債務に対して資金供給するために企業が締結した契約」とする。
 - ② 投資家の情報ニーズを満たすことを確実なものとするために、全体的な開示目的を定める。また、上記(1)で検討対象として特定した取引について、具体的な開示目的として以下の3つを定める。
 - 当該取引を特定し、その内容について説明する情報の開示
 - 当該取引から生じるリスクの範囲に関する情報の開示
 - 当該報告期間において、当該取引が企業の財政状態及びキャッシュフローにどの

ように影響を及ぼしたのかに関する情報の開示

6月のIC会議では、AP2に示されたIASBスタッフの分析、推奨を支持するか、叩き台として示されたアジェンダ決定案の文言は適切か、追加的な開示要求に関する狭い範囲の基準設定プロジェクトを行うことを支持するか、について議論した。

AP2に示された分析・推奨を支持するか

AP2に示されたIASBスタッフの分析、及び基準設定アジェンダに追加しないという推奨については、12名の賛成で承認された。スタッフの分析に関して、筆者は以下のとおりコメントした。

「スタッフペーパーは、よく書けていると思う。またほとんどの論点について、スタッフの分析に同意する。しかし、このペーパーやアジェンダ決定案に示されているように、もしIFRS基準の要求事項が明瞭であるなら、現行実務において、なぜ満足な開示が行われていないのかが、説明できないと思う。たとえ基準自体が明瞭であったとしても、リバース・ファクタリング契約について、十分に理解可能な形で情報が提供されていない、というのが財務諸表利用者の不満の原因である。

IASBスタッフの分析やロジックが堅牢で美しいものであったとしても、このアジェンダ決定がどのようにして、企業の実務を変えるのがよく分からない。このアジェンダ決定に基づく会計処理、表示、開示を強制するのは誰か。監査人が企業実務の変更を促すのか。また、仮にこのアジェンダ決定案が最終化されたとして、企業が会計処理、表示や開示方法を変えたとする。その場合、過去のリバース・ファクタリングの会計処理、表示、開示が誤りであったことになる。そうであるとすれば、それは遡及修正の対象となるのか。

こうした財務諸表利用者の疑問、懸念にきちんと対応できるなら、このアジェンダ決定案によって、企業の実務は良い方向に変わるだろうし、財務諸表利用者代表としては、そうなることを願っている。」

この筆者のコメントに対して、Sue Lloyd 議長より、「とても良い質問だと思う。我々が、アジェンダ決定の公表によってできるのは、たとえ基準書に『リバース・ファクタリング』という言葉が明示的に書かれていなかったとしても、それをどう処理するか考える上での原理・原則があるということを示すことだと思う。今回のようなアジェンダ決定の役割は、既存の基準の要求事項をどう適用すべきか、作成者にその基礎を提供することで、それは可能であると思う。また、スタッフペーパーは、リバース・ファクタリング取引に関して、投資家がどのような点に興味があるのかについても分析が示されている。アジェンダ決定やスタッフペーパーを通じて、作成者・監査人の基準に対する理解が不十分である場合に、よりよい理解に向けた教育的効果も期待できる。そうしたことが、当委員会としてアジェンダ決定を通じて、こうした要望書に対してできる対応だと思う。」との返答があった。

Lloyd 議長の返答は、必ずしも筆者の提起した問題すべてに答えるものではなかったが、議長としての誠実さが感じられるものであり、筆者もそれ以上のコメントはしなかった。

AP2 に示されたアジェンダ決定案の文案について

また、AP2 に示されたアジェンダ決定案の当初文案については、メンバーから出た意見を踏まえて、表示、開示、流動性リスクやキャッシュフロー計算書について、修正がなされた。

当初文案に、「委員会は、リバース・ファクタリング契約の

一部である負債を区別して表示すべきかどうかを評価する企業は、例えば、次のような要因を考慮する可能性があると考えた。

- a. 当該契約のうち当該契約がなければ提供されないような追加的な保証が、当該契約の一部として提供されるかどうか
- b. 当該契約の一部である負債の契約条件が、当該契約の一部ではない負債の契約条件と著しく異なっているか否か（例えば、当該契約の一部でない契約では、支払期日が 30 日であるのに対して、当該契約の一部である負債の支払期日が 60 日である）」

という記載があることに対して、筆者から「この部分は、リバース・ファクタリング契約に基づく負債が、買掛金等の営業上の負債と区別して表示されるか否かを決めるために、財務諸表利用者から見ても重要な記述であると思う。しかし b. で例示されているような、数値例に基づく記載は、かえってそれを悪用されるおそれがある。こうした数値例ではなく、『通常の営業上のサイクルに比べ、支払期限が長い』などの、より原則主義的な記載としてはどうか。通常の営業上のサイクルより支払期限が長い場合、営業負債ではなく、金融負債とみなすべきだからである。」とコメントした。

こうした数値例を記載することに対し反対する意見は、筆者以外からも出され、「IFRIC Update 2020 年 6 月」で公表された、アジェンダ決定案では、数値例が削除され、単に「b. 当該契約の一部である負債の契約条件が、当該契約の一部ではない企業の買掛金の契約条件と実質的に異なっているかどうか」という簡潔な表現となった。

追加的な開示要求に関する狭い範囲の基準設定プロジェクトについて

投資家の情報ニーズを満たすために、狭い範

囲の基準設定プロジェクトを実施することについては、意見が割れたが、筆者を含め支持がやや優勢であった。この論点に関して、筆者は以下のようにコメントした。

「財務諸表利用者の情報ニーズを満たすために、狭い範囲の基準設定プロジェクトを強く支持する。AP5の第60～70項の分析は非常に包括的で、投資家の情報ニーズをよく捉えている。特に新しい開示要求の範囲を、リバース・ファクタリングに限定しないことは重要だと思う。企業がリバース・ファクタリング契約を行う目的の一つは、運転資本や財務状態をよく見せることにあると思う。新しい開示要求事項を開発しても、それをリバース・ファクタリング契約に限定してしまうと、企業や金融機関は、経済的実態はリバース・ファクタリングと同等であるが異なるスキームを開発するだろう。会計基準の要求事項を逆手に取るような企業行動を防ぐためにも、プロジェクトの範囲をリバース・ファクタリングに限定するべきではない。」

なお、追加的開示要求開発に関する狭い範囲の基準設定を行うか否かに関しては、IC会議では、各メンバーから意見を聞くに留まり、採決は行われない。これは、基準設定を行うかはIASBの判断なので、ICの決議対象ではないためである。

2. アジェンダ決定案の最終化に関する検討 AP5：選手移籍金（IAS第38号「無形資産」）

本セッションでは、2019年11月のIFRS-IC会議後に公表されたアジェンダ決定案に対する意見に基づき、アジェンダ決定の文案に修正を加えた上で、アジェンダ決定の最終化が図られた。

本案件は、フットボール・クラブ（企業）が

雇用契約を結んだサッカー選手を電子移籍システムに登録し、当該選手を別のチームに移籍させる場合に、企業は受け取った移籍金についてIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用して、収益として認識するのか、それとも、IAS第38号「無形資産」を適用して無形資産の認識の中止から生じた利得又は損失を純損益に認識するのが論点であった。IFRS-ICに提出された要望書に記載された事実パターンでは、企業は登録権をIAS第38号を適用して無形資産として認識したとされていた。

IFRS-ICの結論は、IFRS基準の諸原則及び要求事項が、受け取った選手移籍金の認識を企業が決定するための適切な基礎を提供しているというものであった。IFRS-ICの見解では、本件については、IAS第38号における認識の中止の要求事項（IAS第38号第113項）が適用される³。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないと結論づけた。

上記IAS第38号第113項を、要望書に記載された事実パターンに適用すると、企業は受け取った移籍金を、登録権の認識の中止から生じた利得又は損失の一部として認識する。受け取った移籍金又は生じた利得について、IFRS第15号を適用して収益として認識しない。

また、2019年11月公表のアジェンダ決定案においては、IAS第2号「棚卸資産」、IFRS第15号を適用して、受け取った移籍金を収益として認識できるか否かについて、詳細に分析、検討していた。しかし、要望書の事実パターンでは、企業は登録権を棚卸資産として認識しておらず、こうした分析をアジェンダ決定において行うことは、要望書で求められている範囲を超えるため、この検討部分は削除される

3 無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分収入（もしあれば）と資産の帳簿価額との差額として算定しなければならない。当該差額は、資産の認識の中止時に純損益に認識しなければならない。（中略）利得は収益に分類してはならない。

こととなった。

筆者は「修正提案どおりにアジェンダ決定を最終化するというスタッフ提案に賛成する。棚卸資産と収益認識に関するセンテンスを削除することにも同意する。この文章によって、かえって企業が登録権を棚卸資産として認識する可能性が生じ、実務がばらつく可能性があるのではないか。アジェンダ決定によって、このような混乱が生じる可能性は避けるべきだと思う。」とコメントした。

IV. おわりに

AP3、4、5については、アジェンダ決定が最終化され、IFRS-ICにおける議論は終了し

た。一方、AP2のSCF契約（リバース・ファクタリング契約）については、アジェンダ決定案に対する利害関係者の意見を踏まえて、今後のIC会議にて、アジェンダ決定の最終化が図られると同時に、狭い範囲の基準設定プロジェクトとして追加するべきか否かが議論される。ASBJでは、第36回IFRS適用課題対応専門委員会で審議されたが、アジェンダ決定案に示されたIFRS-ICの分析、結論に同意できるために、わが国からのコメント提出は見送られた。本件のような取引は、わが国ではあまり一般的ではないために、ASBJの対応は妥当である。しかし、国際的には財務諸表利用者の関心が極めて高い論点であり、引き続き、海外財務諸表利用者と連携しながら、対応していきたい。